

改正労働契約法説明会の開催について(追加)

～有期労働契約の新しいルールができました～

愛知労働局労働基準部監督課

当初の午後の説明会は定員に達し、申込は締め切りましたので、説明会を追加開催することとなりました。追加開催分は、改正労働契約法に係る部分だけですのでご注意ください。

有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようにするため、労働契約法が改正され、有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備されました。改正労働契約法は、公布の日（平成 24 年 8 月 10 日）から起算して 1 年以内の政令で定める日に施行されます（雇止め法理の制定法化は公布の日から施行されます）。この法律の改正内容について下記の説明会を開催いたします。

- 日 時 平成 24 年 11 月 21 日（水） **午前 10 時 00 分から午前 11 時 40 分**終了予定
(当初の午後のご案内とは、開催時間が異なっていますのでご注意ください。)
- 場 所 名古屋市中区役所ホール (次のページの所在地の地図があります。)

(名古屋市中区栄 4-1-8、Tel 052 - 241 - 3601)
(駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。)
- 説明内容 労働契約法の施行について

厚生労働省労働基準局労働条件政策課担当官
- その他 資料の関係上、参加希望される方はお手数ですが、別紙にて **11 月 9 日（金）**までに愛知労働局労働基準部監督課まで FAX をお願いいたします。なお、定員に達した場合には、お断りをする場合がありますのでご了承ください。

申し込み・問い合わせ先

愛知労働局労働基準部 監督課 担当 柳瀬・大竹
〒460-8507 名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号（名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階）
電 話：(052)972-0253

愛知労働局労働基準部 監督課 宛

FAX (052) 953 - 4782

午 前

改正労働契約法の説明会参加申込書

| | | | |
|------|----------|-------|--------------|
| 事業場名 | | | |
| 所在地 | 電話：() - | | |
| 参加人数 | 名 | 担当業務等 | (総務・労務・人事等)※ |

※個人情報保護の観点から、個人名は記入せず、参加者把握のため、担当業務・部門のみを記入して下さい。

会場案内図

